公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日　行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

様式第２

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
ハンセン（Ｒ８）統括事業監理業務 キャンプ・ハンセン地区 R8.9.3～R11.3.31 コンサルタント（建築・土木・電気・通信・機械）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和8年9月2日	パシフィックコンサルタンツ（株）　沖縄支社 沖縄県那覇市前島三丁目１番１５号	8013401001509	技術的適性等において最適なものであったため。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	1,069,208,981	1,059,183,400	99.06%					
南那覇（８）文化財発掘調査業務委託 陸上自衛隊那覇訓練場内 R8.9.4～R9.3.31 調査	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和8年9月4日	那覇市長　知念　覚 沖縄県那覇市泉崎１－１－１	3000020472018	埋蔵文化財発掘調査の実施については、文化財保護法第９９条第１項の規定に基づき文化庁が行う場合を除き、地方公共団体が行うこととなった為（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	50,057,757	50,057,757	100.00%					
嘉手納知花地区（Ｒ８）電力負担金設計 ＊＊＊＊＊ R8.9.5～R12.8.31 負担金	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和8年9月4日	沖縄電力（株） 沖縄県浦添市牧港五丁目２番１号	3360001008565	本件は、「一般送配電事業者」が行う必要があり、沖縄県内において、経済産業大臣から「一般送配電事業者」として許可されている者は、沖縄電力（株）である為。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	82,060,000	82,060,000	100.00%					
シュワブ（Ｒ８）技術支援業務 キャンプ・シュワブ内 R8.9.17～R12.3.31 コンサルタント（土木）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和8年9月16日	シュワブ（Ｒ８）技術支援業務 日本工営・中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・大日本ダイヤコンサルタント　共同体 沖縄県那覇市壷川三丁目５番地１	2010001016851	技術的適性等において最適なものであったため。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	855,409,336	854,040,000	99.84%					
シュワブ（Ｒ８）水域生物等調査 名護市キャンプ・シュワブ沿岸域（宜野座村含む）及び沖縄本島周辺海域 R8.9.17～R10.3.31 コンサルタント（環境等）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-9	令和8年9月16日	いであ（株）　沖縄支社 沖縄県那覇市安謝二丁目６番１９号	7010901005494	技術的適性等において最適なものであったため。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	2,154,162,135	2,152,700,000	99.93%					
シュワブ（Ｒ８）陸域生物等調査 名護市キャンプ・シュワブ沿岸域（宜野座村含む）等 R8.9.17～R10.3.31 コンサルタント（環境等）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-14	令和8年9月16日	（株）沖縄環境保全研究所 沖縄県うるま市字州崎７番地１１	6360001007795	技術的適性等において最適なものであったため。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	972,035,986	971,960,000	99.99%					
那覇港湾施設（Ｒ８）技術検討業務 ＊＊＊＊＊ R8.10.1～R9.6.30 コンサルタント（土木）	支出負担行為担当官 沖縄防衛局長　村井　勝 沖縄県中頭郡嘉手納町嘉手納290-14	令和8年9月30日	（一財）港湾空港総合技術センター 東京都千代田区霞が関３－３－１尚友会館３階	5010005027055	技術的適性等において最適なものであったため。（根拠法令：会計法第２９条の３第４項）	31,496,576	31,460,000	99.88%					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。